

Q18. 理事の自己契約について理事会の承認を必要としますか。

中小企業協同組合法第 38 条(理事の自己契約)について、法人の代表者として貸出す場合もしくは第三者の保証人として貸出す場合は理事会の承認を必要としますか。

【Answer】

法人の代表者として貸出す場合においては、中小企業協同組合法第 38 条の趣旨は、理事がその地位を利用して組合に損害を与えることを防止することにあることから、理事会の承認が必要であるものと考えます。

第三者の保証人として貸出す場合は、理事が第三者のために保証契約を組合と結び、当該第三者に貸出しする場合、保証契約については保証人たる理事は、弁済の能力あることを必要とし(民法第 450 条第 1 項第 2 号)、この要件は、組合が保証人を指名しない限り必要とされている(同条第 3 項)。

このように理事と組合との保証契約が組合に不利益となる場合もあり、理事と組合との取引によって組合に損害を与えることを防止しようという中小企業協同組合法第 38 条の趣旨から、理事会の承認を受けるべきものと考えます。